

岩手県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市門馬田代地内から盛岡市築川地内まで及び宮古市平津戸地内から門馬田代地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年2月29日から同年7月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）